

## 私の中の法整備支援と法テラス

法務総合研究所長

大場 亮太郎

これまで法整備支援に関する国際協力業務に関わってこなかった自分が法務総合研究所に着任して約3か月経った。33年を超える法務・検察を中心とする経験の中でも、法整備支援にわずかながらも接点がなかったわけではないことに気づいた。今の仕事は、将来もまた回り回ってくるかもしれないので、そのつもりで今は一生懸命励め、ということをお教えしてくれる。

着任後間もない2月1日に、昭島の法務省国際法務総合センターで、第20回法整備支援連絡会があった。自分にとって新しい課題の法整備支援に興味津々で、主催者側の席にしながら、どんな話題が出てくるのかと思いながらの1日。当日のプログラムの中での様々な講演を聴いていて気になった言葉は「司法アクセスの向上」という言葉だ。2015年9月の国連サミットで採択された国連の持続可能な開発目標SDGs 16・3にも「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」(ensure equal access to justice)・・・とある。ふむふむ、司法アクセス？

そうかと思い出したのは、今から14年前に熱い思いで取り組んだ日本司法支援センター設立のことだった。

当時、2001年の司法制度改革審議会意見書から始まった司法制度改革で、政府は20数本の法案を提出して戦後最大の司法制度改革が行われた。その一つに総合法律支援法があり、これに基づいて日本司法支援センター（以下、愛称の「法テラス」という。）を設立し、使い勝手の良い司法を目指して、法的サービスを提供することになった。当時私は、内閣の司法制度改革推進本部で裁判所法の改正法案の立案作業を行っていて、同本部の設置期限ぎりぎりの2004年の秋の臨時国会で法案を提出し、成立してほっとしていたのもつかの間、次は、法務省の総合法律支援準備室で法テラスの立ち上げの仕事に就くことになった（後に、法人設立の2006年4月から1年間法テラス本部に出向）。

が、いかんせん、新しい全国組織の法人を立ち上げるという自分も周りの人たちも経験したことのない仕事。業務は、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務の5本柱。日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、財団法人法律扶助協会、最高裁判所などの関係者と知恵と汗を出しながら進む日々。そもそもまだまだなにをやる法人か世間ではおおよそ知られていない時、自分たちなりに司法アクセスを勉強し、各地で説明したり法律雑誌などに寄稿するときは、法テラスは「司法アクセス向上」のために、3つの「ない」を解消するための組織です、と説明した。弁

護士や司法書士を頼むお金がない，法律や相談窓口に関する知識や情報がない，身近なところに弁護士や司法書士がない。そのために司法を利用できない・・・。これらを解消するための組織が法テラスです！，と。

ちなみに，司法制度改革以前は，日本弁護士連合会が設立した財団法人法律扶助協会に関係者のご努力により長年法律扶助事業が行われていたが，その規模は十分ではなく，また，弁護士が裁判所の支部管内にゼロか一人しかいないいわゆるゼロワン地域が60か所程度あり，いわゆる司法過疎地域が少なからずあった。全国規模でワンストップで法律や相談窓口の情報を提供する制度はなく，我が国の司法アクセスは決して十分なものではなかった。

加えて，行政改革の折，新たな全国組織を立ち上げて，それがお役所仕事では社会の人達は相手にしないだろうから，法テラス自体が親しみやすくないと，結局，司法の敷居は低くはならず，司法アクセスの向上にはつながらない。そこで，正式な法律名の「日本司法支援センター」のほかに，親しみやすい愛称が必要だとなって，複数の案から一般の方にアンケートを採るなどして一番人気の「法テラス」という愛称になった。

法テラスの自慢の一番の売りは情報提供業務だった。当時，世はコールセンターの走りでもあり，民間企業では，例えば商品の問合せ対応でも専門オペレーターを配置して，電話による顧客からの問合せに応えることが行われるようになっていた。そこで，そのような世の動きを掴んだ当時の総合法律支援準備室の知恵者が，いきなりコールセンター業者に電話をして，コールセンターの仕組みを教えてくださいと頼み込んで研究を始めて，本邦初（あるいは世界初？）の法律に関する情報等を提供するコールセンターを作り上げた。それは，電話応答の訓練を受けたオペレーターが，法律専門家作成の法律関係情報や各地の相談窓口などの大量のFAQ（Frequently Asked Questions 良くある質問集）を手元に置き，法的トラブルに悩む人からの電話問合せに応えるコールセンター方式で，これを情報提供業務の柱にすることにした。全国一律の電話料金のIP電話を使用し，電話番号は，覚えてもらいやすいように0570-078374で，「0570-おなやみなし」とした。犯罪被害者支援ダイヤルは，別の対応を要するので，0570-079714で「0570-なくことないよ」とした。

最近では，コールセンターを「法テラスサポートダイヤル」と呼ぶようだが，多言語情報提供サービスとしても，英語，中国語，韓国語のほか，スペイン語，ポルトガル語，ベトナム語，タガログ語，ネパール語，タイ語の9か国に拡大しており，外国人が増加する多文化共生社会での司法のアクセス向上に一役買っているようだ。

2006年の業務開始以降，法テラスの認知度の向上とともに，コールセンターの利用件数も上昇し，年間30万件程度の問合せで今日に至っているという。これまでの法テラスの関係者のご努力のたまものである。やはり法的トラブルのある人にとって，ルール（法令）はどうなっているのか，自分のケースはどれに当てはまるのか，自分の家の近くのどこで法律相談ができるのかなどを電話で応えてくれるコールセンターは，困ったときの身近な問合せ先として，司法アクセスの向上に貢献していると言えよう。実際の問題の

解決には、更に弁護士や司法書士などの法律の専門家をお願いすることにはなろうが、法的トラブルに巻き込まれた自分の立ち位置を教えてくれる法テラスのコールセンターは心強いはずだ。

法務省は25年前から、学界、JICA、日弁連などとともに、アジア諸国への法整備支援活動を行って民法や民事訴訟法などの法律の起草支援、法律の運用支援、人材育成等の法整備支援に力を注いできた。さて、法律はできても、法律専門家はもちろんのこと、それを利用する国民が、容易に、司法制度や法令の情報にアクセスできなければ、画餅に帰する。

最近知り合った法整備支援を実践している人たちの中に「大場所長は法テラスにいたのですね？」と以前の私を知る人がいた。はいはい、立ち上げの1年だけですが・・・。話を聞くと、昨年、JICAの研修プログラムには、司法アクセスをテーマとしたものがあり、カザフスタンやネパールなど6か国からの参加者は、法テラス訪問や仙台にある法テラスのコールセンター見学もし、好印象を持って帰国したという。また、西アフリカのコートジボワールでは、法テラス勤務の経験を有する弁護士が、JICAの長期専門家としてコールセンター創設に携わったとか。そのような話を聞くにつけ、日本もなかなかやるのではないか、当時いいものを作ったのだなあ感慨にふけるところだ。

これまで日本の関係者の長きに渡る努力により、実体法や手続法の法整備支援を行ってきたが、併せて、司法制度へのアクセスを阻むものの解消に向けての営みも重要であり、その点でも、歴史は浅いが法テラスの経験を有する我が国が貢献できる場面は決して少なくないであろう。

もちろん、法テラスのコールセンターの例は、司法アクセス向上の一例に過ぎず、このようなものが当該国で受け入れられるかどうかは、国の事情によって全く異なるはずだ。ただ、情報提供という点では、これだけ携帯電話やスマホを中心とする通信回線の発達した時代には、これを利用する方法は、手頃でかつ有効な司法アクセスのツールになりうるのではないかと思う。

法整備支援に関する国際協力業務に直接縁がなかったと思っていた自分も、このように回り回って「司法アクセスの向上」で頭の中が繋がったような気になった。加えて、国際協力部やアジ研などの研修施設や矯正施設の入る昭島の国際法務総合センターは、かつて法務省大臣官房施設課長をしていた2年間、完成した今の姿からは想像できない立入禁止のフェンスに囲まれた雑木林の現地をどのような施設にするか、どのようにして地元の方々の理解を得るか、何度も足を運んで取り組んだ施設だ。地域に根ざした国際法務総合センターとして発展させるため、今度は施設ユーザーの立場で力を注がねばと思う。

このような自分が昭島での法整備支援に関わることになった。もとより、法整備支援の内容は、相手国によって、またその時期によっても千差万別であり、すべからくオーダー

メイドだ。その中の司法アクセスひとつをとっても様々であろう。法整備支援に対する情熱を持った各方面の方々の中で、法務省の職員が法整備支援にできるだけ貢献できるよう、これまでの25年間の法整備支援との関わりを、新たな令和の時代にも生かすべく、自分自身も知恵を絞り、微力を尽くしたい。